



## 六

口  
イ  
發

者特国  
・別債  
第参市  
I加場

入価  
札格行  
札格第  
市及入  
競發  
競Ⅱ加  
場び札  
格第参  
市行爭  
額行爭  
非者特  
国發競  
I加場

入価・別債行  
札格第参市及入  
競發競Ⅱ加  
場び札格第参  
市行爭額行爭  
非者特国發競  
I加場

## 五

口  
イ  
方募

入価法入  
札格決  
發競定  
行爭の

た条特八国項計五つ定う額  
利第別百債のに億いにち面  
付一會九に規関四て基、金  
国項計十つ定す千はづ財額  
債のに一いにる六、き政で  
に規関億て基法百額発法七  
つ定す五はづ律六面行第千  
いにる千、き第十金し四二  
て基法三額発四万額た条百  
、づ律百面行十円で利第九  
額き第四金し六、五付一十  
面発四十額た条特千国項七  
金行十万で利第別四債の億  
額し六円千付一會百に規円

込募各当も各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を囲別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい

發別にご  
行參よと  
「加るに  
と者發應  
い・行募  
う第へ限  
。II以度  
非下額  
価一を  
格國定  
競債め  
争市る  
入場も  
札特の

十 イ 一	九 八	ハ	口 イ	七 ハ
發	振額最		払	
価發	替低行争非者特國行争非者特國入価込		行争非者特國行争非	
格行行	額入価・別債入価・別債札格金		入価・別債入価	
競価	面札格第參市札格第參市發競金		札格第參市札格	
争格日	位金發競Ⅱ加場發競I加場行爭額		發競Ⅱ加場發競	
額	平す額の振五	千	円六万七	でた条特
面	成るの記替万	百	百円千	千利第別
金	二。整載法円	六	九二	百付一會
額	十七數又の	十三	十二百	六國項計
百	七倍は規	三億	二十七	十債のに
円	年の記定	六	億七十	七に規関
に	五月金録に	九	九十六	億つ定す
つ	月額はよ	千	千億	円いにる
き	つき十八に、る	百	八千	て基法
九	よ最振	五	百四	、づ律
十	十九日る低替	十	四百八	額き第
九	も額口	七	十八	面發四
円	の面座	万	十五	金行十
四	と金簿	円	万五	額し六

の経利入価・別債行争非者特国入  
払過札格第参市及入価・別債札  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市發  
み子率行争非者特国發競I加場行

(二)

よるがをじ額よに座も係り場非發たにりつにのる算合居行金百算い記と所出に住時額分出て載し得しは者にのしは又て税た、又おた二た、は振がい金前はいだ十金前記替源て額記外てし・額記録口泉、に(一)国取、三か(一)さ座徵そ當の法得当一らのれ簿収の該算人す該五當算る中さ利非式でる國を該式ものれ子居にあ者債乗金にのるに

(一)年

む十式は一  
も号に、募・  
のによ払入五  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

十額格十  
一面五  
銭金銭  
額百圓  
以上その  
百圓につ  
にそれぞ  
き九十九  
圓の応募  
七円七  
価

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{59}{365}$$

二 十 十 十  
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成五十七年三月二十日  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十七年五月十八日

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除する)ことができる。平成二十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき下、その翌営業日に支払う(以て規定する期日について同じ。)。